

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三・四・流通貿易課)……………1
- 道路の供用開始(三五・三六・道路課)……………1
- 河川区域の変更による廃川敷地等(三七・秋田地域振興局建設部)……………2
- 県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)……………2

### 告 示

#### 秋田県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成二十一年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ本荘

#### (三) 変更した事項

由利本荘市石脇字田中七番地一外  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
変更前

- 株式会社ゲオ 代表取締役 吉 川 恭 史
- 愛知県春日井市如意申町五丁目十一番地の三
- 青山商事株式会社 代表取締役 青 山 理
- 広島県福山市王子町一丁目三番五号
- 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
- 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
- 株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 文
- 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
- 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳 井 正
- 山口県山口市佐山七百七十七番地一
- 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大 村 禎

#### 史

- 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地一
- 大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作
- 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 変更後
- 株式会社ゲオ 代表取締役 吉 川 恭 史
- 愛知県春日井市如意申町五丁目十一番地の三
- 青山商事株式会社 代表取締役 青 山 理
- 広島県福山市王子町一丁目三番五号
- 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
- 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
- 株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 文
- 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
- 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳 井 正
- 山口県山口市佐山七百七十七番地一
- 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大 村 禎

#### イ

- 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地一
- 株式会社メガネセンター 代表取締役 福 王
- 宮城県仙台市泉区中央一丁目二十三番地の五
- 変更の年月日
- 平成二十年九月十九日
- 変更する理由
- 小売業者の入れ替えのため

#### 史

- 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地一
- 株式会社メガネセンター 代表取締役 福 王
- 宮城県仙台市泉区中央一丁目二十三番地の五

#### (四)

- 変更の年月日
- 平成二十年九月十九日
- 変更する理由
- 小売業者の入れ替えのため

#### 二 届出年月日

平成二十一年一月七日

#### 三 関係書類の縦覧場所及び期間

##### (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

##### (二) 縦覧期間

平成二十一年一月二十日から同年五月二十日まで

##### 四 意見書の提出先

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課

##### 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

#### 秋田県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	比内田代線	大館市赤石字大道添二二番一地从前板沢字乙上野二八番一地先まで
		大館市板沢字板沢下一三六番六地先から愛宕下一四九番二まで

#### 二 供用開始の期日

平成二十一年一月二十日

#### 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

##### (一) 場所

建設交通部道路課

期間 平成二十一年一月二十日から同年二月二日まで

#### 秋田県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲田沢湖線	大仙市豊岡字中荒井野二番一地从先から五番一地先まで

二 供用開始の期日 平成二十一年一月二十日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十一年一月二十日から同年二月二日まで

秋田県告示第三十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 太平川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年七月十日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市卸町二丁目百七十六番三から秋田市卸町二丁目二百九十四番まで	土 地	一、五二七・二四平方メートル

関係図面は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

平成二十一年一月九日県営土地改良事業(蟹沢地区経営体育成

基盤整備事業(区画整理)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年一月二十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大館市土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十一年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成二十一年一月二十一日から同年二月十八日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(82)八七六六 F A X (83)〇〇五  
 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄